



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成26年10月17日金曜日 第2615号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（保健福祉課）..... 1
 愛媛県薬事審議会条例等の一部を改正する条例.....（薬務衛生課）..... 2
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例.....（子育て支援課）.....19
 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....25
 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例.....（ " ）.....27
 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例.....（警察本部生活安全企画課）.....32
 愛媛県少子化対策推進条例.....（財政課）.....35

条 例

○愛媛県条例第41号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～17の2 省略		1～17の2 省略	
18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市（中核市を除く。）	18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市（中核市を除く。）
(1) 法第49条 _____ の規定に基づく医療機関 _____ の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(1) 法第49条（法第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機関又は助産機関等の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(1)の2 法第49条の3第1項の規定に基づく医療機関の指定の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(2) 省略	
(1)の3 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務		(3) 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」とい	
(2) 省略			
(2)の2 法第55条第1項の規定に基づく助産機関又は施術機関の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務			
(3) 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」とい			

う。)第14条第3項の規定に基づく処分を受けた旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(4) 省略

19～62 省略

う。)第14条第1項の規定に基づく変更等_____の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(4) 省略

19～62 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県薬事審議会条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県薬事審議会条例等の一部を改正する条例

(愛媛県薬事審議会条例の一部改正)

第1条 愛媛県薬事審議会条例(昭和38年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、愛媛県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u>	(設置) 第1条 薬事法 _____ (昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、愛媛県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第2条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表(第2条、第3条、第7条関係) 1 省略 2 保健福祉関係事務手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～71</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>72</td> <td><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～71	省略		72	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</u>	省略	73	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</u>	省略	別表(第2条、第3条、第7条関係) 1 省略 2 保健福祉関係事務手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～71</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>薬事法 _____ _____ _____ (昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>薬事法 _____ _____ _____第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～71	省略		72	薬事法 _____ _____ _____ (昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	省略	73	薬事法 _____ _____ _____第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	省略
事 務	名 称	金 額																							
1～71	省略																								
72	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</u>	省略																							
73	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</u>	省略																							
事 務	名 称	金 額																							
1～71	省略																								
72	薬事法 _____ _____ _____ (昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	省略																							
73	薬事法 _____ _____ _____第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	省略																							

<p>73の2 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>第12条第1項の規定に基づく<u>医薬品（体外診断用医薬品を除く。73の4の項から73の9の項まで及び83の項において同じ。）</u>、<u>医薬部外品又は化粧品</u>（以下この項から73の6の項まで、87の3の項及び87の4の項において「<u>医薬品等</u>」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) 省略 (4) <u>医薬部外品製造販売業許可</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合</u> 133,500円 イ 省略 (5) 省略</p>	<p>73の2 <u>薬事法</u> 第12条第1項の規定に基づく<u>医薬品</u> <u>、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下この項から73の6の項まで</u> <u>において「医薬品等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</u></p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) 省略 (4) <u>医薬部外品製造販売業許可</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>薬事法施行令</u> <u>（昭和36年政令第11号）第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合</u> 133,500円 イ 省略 (5) 省略 (6) <u>第一種医療機器製造販売業許可</u> 151,000円 (7) <u>第二種医療機器製造販売業許可</u> 133,500円 (8) <u>第三種医療機器製造販売業許可</u> 96,800円</p>
<p>73の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>第12条第2項の規定に基づく<u>医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</u></p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) 省略 (4) <u>医薬部外品製造販売業許可の更新</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合</u> 120,300円 イ 省略 (5) 省略</p>	<p>73の3 <u>薬事法</u> 第12条第2項の規定に基づく<u>医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</u></p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) 省略 (4) <u>医薬部外品製造販売業許可の更新</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>薬事法施行令</u> <u>第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合</u> 120,300円 イ 省略 (5) 省略 (6) <u>第一種医療機器製造販売業許可の更新</u> 137,800円 (7) <u>第二種医療機器製造販売業許可の更新</u> 120,300円 (8) <u>第三種医療機器製造販売業許可の更新</u> 71,900円</p>
<p>73の4 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効</u></p>	<p>医薬品等製造</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>73の4 <u>薬事法</u></p>	<p>医薬品等製造</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査

業許可申請手数料

(1) 医薬品（無菌）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

91,700円

(2) 医薬品（一般）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

(4)に掲げるものを除く。 85,800円

(3) 医薬品（包装等）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

47,800円

(4) 省略

(5) 医薬部外品（無菌）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

85,800円

(6) 医薬部外品（一般）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項

第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査

第13条

（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係るものを除く。73の5の項から73の7の項まで及び73の9の項の審査において同じ。）

業許可申請手数料

(1) 医薬品（無菌）（薬事法施行規則

（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

91,700円

(2) 医薬品（一般）（薬事法施行規則

第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

(6)に掲げるものを除く。 85,800円

(3) 医薬品（包装等）（薬事法施行規則

第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

47,800円

(4) 体外診断用医薬品（一般）（薬事法施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

85,800円

(5) 体外診断用医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

47,800円

(6) 省略

(7) 医薬部外品（無菌）（薬事法施行規則第26条第3項第1号

の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）

85,800円

(8) 医薬部外品（一般）（薬事法施行規則第26条第3項第2号

の区分をいう。73の5の項から83の項

85,800円

(8) 医薬部外品（一般）（薬事法施行規則第26条第3項第2号

の区分をいう。73の5の項から83の項

85,800円

	<p>までにおいて同じ。) 40,400円</p> <p>(7) 医薬部外品(包装等) (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) 33,800円</p> <p>(8) 化粧品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 40,400円</p> <p>(9) 化粧品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 33,800円</p>		<p>までにおいて同じ。) 40,400円</p> <p>(9) 医薬部外品(包装等) (薬事法施行規則第26条第3項第3号 _____の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) 33,800円</p> <p>(10) 化粧品(一般)(薬事法施行規則第26条第4項第1号 _____の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 40,400円</p> <p>(11) 化粧品(包装等)(薬事法施行規則第26条第4項第2号 _____の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 33,800円</p> <p>(12) 医療機器(滅菌)(薬事法施行規則第26条第5項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) 91,700円</p> <p>(13) 医療機器(一般)(薬事法施行規則第26条第5項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) 85,800円</p> <p>(14) 医療機器(包装等)(薬事法施行規則第26条第5項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) 47,800円</p>
<p>73の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 医薬品(一般)((4)に掲げるものを除く。) 49,900円</p> <p>(3) 省略</p>	<p>73の5 薬事法 _____ 第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 医薬品(一般)((6)に掲げるものを除く。) 49,900円</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 体外診断用医薬品(一般) 49,900円</p> <p>(5) 体外診断用医薬品(包装等) 24,300円</p>

		(4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略			(6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (12) 医療機器（滅菌） 52,900円 (13) 医療機器（一般） 49,900円 (14) 医療機器（包装等） 24,300円
73の6 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</u>	医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)~(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略		73の6 <u>薬事法</u> _____ <u>第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</u>	医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料 (1)~(3) 省略 (4) <u>体外診断用医薬品（一般）</u> 78,500円 (5) <u>体外診断用医薬品（包装等）</u> 41,200円 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) <u>医療機器（滅菌）</u> 83,600円 (12) <u>医療機器（一般）</u> 78,500円 (13) <u>医療機器（包装等）</u> 41,200円
73の7 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</u>	省略			73の7 <u>薬事法</u> _____ <u>第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</u>	省略
73の8 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の</u>	医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査（(2)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア~ウ 省略		73の8 <u>薬事法</u> _____ <u>第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の</u>	医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請 (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査（(2)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア~ウ 省略 エ <u>体外診断用医薬品（一般）</u> 29,400円 オ <u>体外診断用医薬品（包</u>

<p>申請に対する審査</p>	<p>工 省略 才 省略 力 省略</p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品 _____の試験検査 _____</p> <p>を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 14,800円</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することによって受ける調査（(4)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ 省略</p> <p>工 省略 才 省略 力 省略</p> <p>(4) 医薬品又は医薬部外品 _____の試験検査 _____</p> <p>を製造所以外の施設において</p>	<p>申請に対する審査</p>	<p>手数料</p> <p>装等) 14,800円</p> <p>カ 省略 キ 省略 ク 省略 ケ 医療機器（滅菌） 49,900円 コ 医療機器（一般） 29,400円 サ 医療機器（包装等） 14,800円</p> <p>(2) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 14,800円</p> <p>(3) 薬事法施行令 _____第 21条で定める期間を経過することによって受ける調査（(4)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ 省略 エ 体外診断用医薬品（一般） 75,700円に1品目につき1,100円を加算した額 オ 体外診断用医薬品（包装等） 39,700円に1品目につき600円を加算した額 カ 省略 キ 省略 ク 省略 ケ 医療機器（滅菌） 10 7,900円に1品目につき2,200円を加算した額 コ 医療機器（一般） 75,700円に1品目につき1,100円を加算した額 サ 医療機器（包装等） 39,700円に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において</p>
-----------------	--	-----------------	--

		て行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条</u> で定める期間を経過するごとに受ける調査 39,500円に1品目につき600円を加算した額			て行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における <u>薬事法施行令</u> 第21条で定める期間を経過するごとに受ける調査 39,500円に1品目につき600円を加算した額
73の9 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</u>	省略		73の9 <u>薬事法</u> 第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査	省略	
73の10 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（以下この項から73の13の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</u>	医療機器等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可 151,000円 (2) 第二種医療機器製造販売業許可 133,500円 (3) 第三種医療機器製造販売業許可 96,800円 (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可 133,500円			
73の11 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</u>	医療機器等製造販売業許可更新申請手数料	次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 140,000円 (2) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 122,500円 (3) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 71,900円 (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 122,500円			
73の12 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録</u>	医療機器等製造業登録申請手数料	38,200円			

の申請に対する審査					
73の13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査	医療機器等製造業登録更新申請手数料	24,300円			
73の14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	151,000円			
73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	137,800円			
74 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	省略		74 薬事法 _____ _____ _____ 第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	省略	
75 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略		75 薬事法 _____ _____ _____ 第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略	
76 省略			76 省略		
77 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に	省略		77 薬事法 _____ _____ _____ 第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に	省略	

<p>対する配置販売従事者の身分証明書の交付</p>			
<p>78 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付</u></p>	<p>省略</p>	<p>78 <u>薬事法</u> _____ _____ _____ 第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付</p>	<p>省略</p>
<p>79 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付</u></p>	<p>省略</p>	<p>79 <u>薬事法</u> _____ _____ _____ 第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付</p>	<p>省略</p>
<p>79の2 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施</u></p>	<p>省略</p>	<p>79の2 <u>薬事法</u> _____ _____ _____ 第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施</p>	<p>省略</p>
<p>79の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第2項の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第4号に規定する販売従事登録の申請に対する審査</u></p>	<p>省略</p>	<p>79の3 <u>薬事法</u> _____ _____ _____ 第36条の8第2項の規定に基づく薬事法施行規則 _____ _____ 第1条第5項第4号に規定する販売従事登録の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>
<p>79の4 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査</u></p>	<p>高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料</p>	<p>79の4 <u>薬事法</u> _____ _____ _____ 第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査</p>	<p>高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料</p>

<p>79の5 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査</u></p>	<p>高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料</p>	<p>省略</p>	<p>79の5 <u>薬事法</u> 第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料</p>	<p>省略</p>
<p>80 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査</u></p>	<p>省略</p>	<p></p>	<p>80 <u>薬事法</u> 第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>	<p></p>
<p>81 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</u></p>	<p>省略</p>	<p></p>	<p>81 <u>薬事法</u> 第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>	<p></p>
<p>82 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</u></p>	<p>省略</p>	<p></p>	<p>82 <u>薬事法</u> 第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>	<p></p>
<p>82の2 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査</u></p>	<p>再生医療等製品販売業許可申請手数料</p>	<p>30,200円</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>82の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等</u></p>	<p>再生医療等製品販売業許可更新申請手数料</p>	<p>11,700円</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

<p>製品の販売業の許可 の更新の申請に対する 審査</p>	<p>料</p>		
<p>83 医薬品、医療機器 等の品質、有効性及 び安全性の確保等に 関する法律第80条第 1項の規定に基づく 輸出用の医薬品又は 医薬部外品 の製造管理又は品 質管理の方法の基準 への適合性調査の申 請に対する審査</p>	<p>輸出入 医薬品 又は医 薬部外 品の製 造管理 及び品 質管理 の基準 適合性 調査申 請手数 料</p> <p>次に掲げる調査の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするとき に受ける調査（(2)に掲げる 調査を除く。）次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 ア～ウ 省略</p> <p>エ 省略 オ 省略 カ 省略</p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品 の試験検査 を製造所以外の施設におい て行った場合（他に委託し て行った場合を含む。）に おける製造をしようとする ときに受ける調査 14,800 円</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律施行令第 71条で定める期間を経過す るごとに受ける調査（(4)に 掲げる調査を除く。）次 に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 ア～ウ 省略</p> <p>エ 省略 オ 省略 カ 省略</p>	<p>83 薬事法</p> <p>第80条第 1項の規定に基づく 輸出用の医薬品、医 薬部外品又は医療機 器の製造管理又は品 質管理の方法の基準 への適合性調査の申 請に対する審査</p>	<p>輸出入 医薬品 、医療 部外品 又は医 療機器 の製造 管理及 び品質 管理の 基準適 合性調 査申請 手数料</p> <p>次に掲げる調査の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするとき に受ける調査（(2)に掲げる 調査を除く。）次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 ア～ウ 省略 エ 体外診断用医薬品（一 般） 29,400円 オ 体外診断用医薬品（包 装等） 14,800円 カ 省略 キ 省略 ク 省略 ケ 医療機器（滅菌） 49,900円 コ 医療機器（一般） 29,400円 サ 医療機器（包装等） 14,800円</p> <p>(2) 医薬品、医薬部外品若し くは医療機器の試験検査又 は医療機器の設計及び開発 を製造所以外の施設におい て行った場合（他に委託し て行った場合を含む。）に おける製造をしようとする ときに受ける調査 14,800 円</p> <p>(3) 薬事法施行令 第 71条で定める期間を経過す るごとに受ける調査（(4)に 掲げる調査を除く。）次 に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 ア～ウ 省略 エ 体外診断用医薬品（一 般） 75,700円に1品目 につき1,100円を加算し た額 オ 体外診断用医薬品（包 装等） 39,700円に1品 目につき600円を加算し た額 カ 省略 キ 省略 ク 省略</p>

		(4) <u>医薬品又は医薬部外品の試験検査</u> を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条</u> で定める期間を経過することにより受ける調査 39,500円に1品目につき600円を加算した額			ケ <u>医療機器（滅菌）</u> 10 7,900円に1品目につき 2,200円を加算した額 コ <u>医療機器（一般）</u> 75,700円に1品目につき 1,100円を加算した額 サ <u>医療機器（包装等）</u> 39,700円に1品目につき 600円を加算した額 (4) <u>医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発</u> を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における <u>薬事法施行令</u> <u>第71条</u> で定める期間を経過することにより受ける調査 39,500円に1品目につき600円を加算した額
84 削除			84 <u>薬事法施行令第5条第1項又は第12条第1項（同令第55条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付</u>	医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料	2,100円
85 削除			85 <u>薬事法施行令第6条第1項又は第13条第1項（同令第55条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付</u>	医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料	3,000円
86 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等</u>	<u>薬局開設許可証、医</u>	省略	86 <u>薬事法施行令</u>	<u>薬局開設許可証、医</u>	省略

<p>に関する法律施行令第1条の5第1項又は第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料</p>		<p>第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証</p>	<p>薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料</p>	
<p>86の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証</p>	<p>医薬品販売業許可証の書換え交付手数料</p>	<p>省略</p>	<p>86の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付</p>	<p>医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</p>	<p>省略</p>
<p>87 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項又は第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再</p>	<p>省略</p>	<p>87 薬事法施行令</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再</p>	<p>省略</p>

	生医療等製品販売業許可証の再交付手数料			交付手数料	
87の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則_____第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証_____の再交付	医薬品販売業許可証の再交付手数料	省略		医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	省略
87の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項、第12条第1項、第37条の2第1項、第37条の9第1項（同令第55条において準用する場合を含む。）又は第43条の4第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医療機器等の製造業の登録証の書換え交付	医薬品等の製造販売業若しくは製造業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医療機器等の製造業の登録証の書換え交付手数料	2,100円			

<p>87の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第6条第1項、第13条第1項、第37条の3第1項、第37条の10第1項（同令第55条において準用する場合を含む。）又は第43条の5第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医療機器等の製造業の登録証の再交付</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製造業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医療機器等の製造業の登録証の再交付手数料</p>	<p>3,000円</p>			
<p>87の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付</p>	<p>省略</p>		<p>87の3 薬事法施行規則</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付</p>	<p>省略</p>	
<p>87の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付</p>	<p>省略</p>		<p>87の4 薬事法施行規則</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付</p>	<p>省略</p>	
<p>88～113 省略</p>			<p>88～113 省略</p>		
<p>備考 省略</p>			<p>備考 省略</p>		
<p>3～6 省略</p>			<p>3～6 省略</p>		

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第3条 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

事 務	市 町
1～39 省略	
40 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 省略 (4) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に関する事務 (5) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新に関する事務 (5)の2 法第39条の2第2項ただし書の規定に基づく高度管理医療機器等営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務 (6) 法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び貸与業の届出の受理に関する事務 (7) 法第40条第1項において準用する法第10条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の廃止等の届出の受理に関する事務 (8) 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び貸与業の廃止等の届出の受理に関する事務 (9) 法第69条第2項の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事務 (10) 省略 (11) 法第70条第1項の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する廃棄等の措置命令に関する事務 (12) 法第72条第4項の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する構造設備の改善命令等に関する事務 (13) 省略 (14) 法第72条の4の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する業務運営改善等の措置命令に関する事務 (15) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の管理者の変更命令に関する事務 (16) 法第75条第1項の規定に基づく医療機器の販売業及び貸与業の許可の取消し等に関する事務 (17) 法第76条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与に関する事務	保健所を設置する市

事 務	市 町
1～39 省略	
40 薬事法 _____（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 省略 (4) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に関する事務 (5) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新に関する事務 (6) 法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び貸与業の届出の受理に関する事務 (7) 法第40条第1項において準用する法第10条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の廃止等の届出の受理に関する事務 (8) 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び貸与業の廃止等の届出の受理に関する事務 (9) 法第69条第2項の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事務 (10) 省略 (11) 法第70条第1項の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する廃棄等の措置命令に関する事務 (12) 法第72条第4項の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する構造設備の改善命令等に関する事務 (13) 省略 (14) 法第72条の4の規定に基づく医療機器の販売業者及び貸与業者に対する業務運営改善等の措置命令に関する事務 (15) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の管理者等の変更命令に関する事務 (16) 法第75条第1項の規定に基づく医療機器の販売業及び貸与業の許可の取消し等に関する事務 (17) 法第76条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与に関する事務	保健所を設置する市

<p>(18) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u>（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第44条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の許可証の交付に関する事務</p> <p>(19) 政令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の許可証の書換え交付に関する事務</p> <p>(20) 政令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の許可証の再交付に関する事務</p> <p>(21) 政令第46条第3項及び第47条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の許可証の返納の受理に関する事務</p> <p>(22) 政令第48条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の許可台帳の備付けに関する事務</p> <p>(23) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</u>（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）第160条第3項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(24) 省令第174条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(25) 省略</p>	<p>(18) <u>薬事法施行令</u> _____（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第44条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>の許可証の交付に関する事務</p> <p>(19) 政令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>の許可証の書換え交付に関する事務</p> <p>(20) 政令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>の許可証の再交付に関する事務</p> <p>(21) 政令第46条第3項及び第47条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>の許可証の返納の受理に関する事務</p> <p>(22) 政令第48条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>の許可台帳の備付けに関する事務</p> <p>(23) <u>薬事法施行規則</u> _____（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）第160条第3項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(24) 省令第174条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(25) 省略</p>
40の2～62 省略	40の2～62 省略

（愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例の一部改正）

第4条 愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例（平成15年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「水産用医薬品」とは、専ら水産動物のために使用されることが目的とされている医薬品（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。）で、同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項_____の承認を受けているものをいう。</p> <p>4 省略</p> <p>5 この条例において「薬局開設者等」とは、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>第46条第1項に規定する薬局開設者等をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「水産用医薬品」とは、専ら水産動物のために使用されることが目的とされている医薬品（<u>薬事法</u> _____（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。）で、同法第83条_____の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の承認を受けているものをいう。</p> <p>4 省略</p> <p>5 この条例において「薬局開設者等」とは、<u>薬事法</u> _____第46条第1項に規定する薬局開設者等をいう。</p>

（愛媛県食の安全安心推進条例の一部改正）

第5条 愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 食品 <u>全て</u>の飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 食品 <u>すべての</u>飲食物(薬事法 _____ (昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品 _____ を除く。)をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

(愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(診療の方針)</p> <p>第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準省令」という。)第16条の別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 指定介護療養型医療施設基準省令第16条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(7) 省略</p>	<p>(診療の方針)</p> <p>第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準省令」という。)第16条の別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 指定介護療養型医療施設基準省令第16条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、<u>薬事法 _____ (昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(7) 省略</p>

附 則

- この条例は、平成26年11月25日から施行する。
- 薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)附則第63条(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく体外診断用医薬品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料の徴収については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第43号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(定義)

第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第38条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子ども

_____に該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設

_____のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子ども _____に対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子ども _____に対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものう

(定義)

第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第38条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法 _____ 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児 _____以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児 _____以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(_____ 認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものう

ち保育を必要とする子ども _____ に該当する者に対する教育を行うこと。

- (2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子ども _____ に対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3)・(4) 省略

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であること。
 - ア 当該連携施設 _____ を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設 _____ を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - イ 当該連携施設 _____ を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設 _____ を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- (2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設 _____ の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 省略

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の辞退及び休止）

第5条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置者は、認定こども園の認定を辞退しようとするとき、又は認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第28条に規定する方法により、認定こども園において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

別表（第3条関係）

認定こども園の設備及び運営に関する基準

1 職員配置

- (1) 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 _____、満3歳以上満4歳未満の子ども _____ おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子ども _____ おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。
- (2) 満3歳以上の子どもであって、保育所と同様に1日に8時

ち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

- (2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児 _____ 以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町における同法 _____ 第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3)・(4) 省略

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であること。
 - ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等 _____ において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等 _____ に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- (2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 省略

（ _____ 認定こども園の認定の辞退及び休止）

第5条 _____ 認定こども園 _____ の設置者は、認定こども園の認定を辞退しようとするとき、又は認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第6条に規定する方法により、同条に規定する者 _____ に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

別表（第3条関係）

認定こども園の設備及び運営に関する基準

1 職員配置

- (1) 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の _____ 保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。
- (2) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間

間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）及び幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

2 職員資格

- (1) 省略
- (2) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。
- (3) 省略
- (4) (2)の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事者としてすることができる。
- (5) 省略

3 施設設備

- (1) 連携施設 _____ については、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件の全てを満たすときは、この限りでない。
ア・イ 省略
- (2) 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下同じ。）が _____ 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、(4)本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、(4)本文及び(9)）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

省略

- (3) 省略
- (4) (3)の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が _____ 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども

利用児 _____ に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

2 職員資格

- (1) 省略
- (2) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの _____ 保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。
- (3) 省略
- (4) (2)の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児 _____ の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、当該長時間利用児 _____ の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該長時間利用児 _____ の保育に従事者としてすることができる。
- (5) 省略

3 施設設備

- (1) 法第3条第3項の幼保連携施設については、幼稚園及び保育所等 _____ のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件の全てを満たすときは、この限りでない。
ア・イ 省略
- (2) 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下同じ。）が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、(4)本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、(4)本文及び(8)）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

省略

- (3) 省略
- (4) (3)の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども

園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が(2)本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

- (5) (3)の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準の全てを満たさなければならない。ただし、既存施設が_____保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、アに掲げる基準を満たすときは、イに掲げる基準を満たすことを要せず、既存施設が_____幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、イに掲げる基準を満たすときは、アに掲げる基準を満たすことを要しない。
- ア・イ 省略

- (6) _____保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
- ア～エ 省略

- (7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該認定こども園は、_____当該方法により食事の提供を行うために_____必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- ア～オ 省略

- (8) 園内で調理する方法により子どもに対する食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、食事を提供する子どもの数が20人に満たないときは、(3)の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼稚園型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- (9) 省略

4 教育及び保育の内容

- (1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する指針をいう。）に基づくものでなければならず、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。
- (2) 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- ア 省略
- イ 認定こども園_____として配慮すべき事項

園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が(2)本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

- (5) (3)の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準のすべてを満たさなければならない。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、アに掲げる基準を満たすときは、イに掲げる基準を満たすことを要せず、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、イに掲げる基準を満たすときは、アに掲げる基準を満たすことを要しない。
- ア・イ 省略

- (6) 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件のすべてを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
- ア～エ 省略

- (7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- ア～オ 省略

- (8) 省略

4 教育及び保育の内容

- (1) 認定こども園における教育及び保育の内容は_____、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する指針をいう。）に基づくものでなければならず、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。
- (2) 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- ア 省略
- イ 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

<p>ウ～カ 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 子育て支援事業</p> <p>認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業を実施しなければならない。</p> <p>(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等を通して、保護者の<u>子育てを自ら実践する能力の向上</u>を積極的に支援すること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>7 管理運営等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園における<u>保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間</u>は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他<u>家庭</u>の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>(3) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、<u>保育を必要とする子どもに対する教育及び保育</u>を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>(4)～(9) 省略</p>	<p>ウ～カ 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 子育て支援事業</p> <p>認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業を実施しなければならない。</p> <p>(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等を通して、保護者の<u>子どもの養育に関する能力の向上</u>を積極的に支援すること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>7 管理運営等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園における<u>保育に欠ける</u>子どもに対する<u>保育時間</u>は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他<u>家庭</u>の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>(3) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、<u>保育に欠ける</u>子どもに対する<u>保育</u>を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>(4)～(9) 省略</p>
--	---

(愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成25年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校等における自転車交通安全教育)</p> <p>第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>を設置し、又は管理する者は、在学する幼児、児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(学校等における自転車交通安全教育)</p> <p>第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。) _____ _____を設置し、又は管理する者は、在学する幼児、児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 愛媛県子ども・子育て会議条例(平成25年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 _____ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から存する第1条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律施行条例第2条第1号に規定する幼稚園型認定こども園、同条第2号に規定する保育所型認定こども園又は同条第3号に規定する地方裁量型認定こども園の職員の配置については、同日から起算して5年間は、同条例別表1(1)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 知事は、改正法附則第9条の規定により改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の認可をしようとするときは、この条例の施行の日前においても愛媛県子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

○愛媛県条例第44号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入所者等及び職員の健康診断)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者等の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施、<u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(内部規程)</p> <p>第18条 児童福祉施設(保育所を除く。)は、入所者等の援助に關する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項について規程を定めておかなければならない。</p> <p>2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他運営に関する重要事項</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 児童福祉施設は、その行った援助に關し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施、<u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)</u>から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言</p>	<p>(入所者等及び職員の健康診断)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者等の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施<u>若しくは保育の実施</u></p> <p>_____を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(管理規程)</p> <p>第18条 児童福祉施設 _____は、入所者等の援助に關する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項について規程を定めておかなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 児童福祉施設は、その行った援助に關し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施<u>若しくは保育の実施</u></p> <p>_____に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言</p>

に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 省略

(設備の基準)

第45条 省略

2 保育所(満2歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号_____において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

(2)・(3) 省略

3 省略

(業務の質の評価等)

第51条 保育所は、法第39条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による前項の業務の質の評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第52条 削除

附 則

に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 省略

(設備の基準)

第45条 省略

2 保育所(満2歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第3項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

(2)・(3) 省略

3 省略

(公正な選考)

第51条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第52条 保育所が、法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)に係る児童に対し提供するサービス(徴収金等を支払う保護者等の選定により提供されるものを除く。)に関し、当該保護者等から徴収金等以外に利用料の支払を受ける場合は、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該保護者等の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

附 則

(特例幼保連携保育所の特例)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年愛媛県条例第54号。以下「就学前保育等推進条例」という。)第3条第2項に掲げる要件を満たす運営を行うために、設置した後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設(就学前保育等推進法第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。)を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室について、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積並びに満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積を除く。)が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第45条第2項第2号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)

3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第45条第2項

第2号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面積（平方メートル）
2 学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)
3 学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)

4 前2項の規定は、就学前保育等推進条例第3条第2項に掲げる要件を満たす運営を行うために、設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略

附 則

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第62号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第45号

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（用語）

第3条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備運営基準の向上）

第4条 知事は、愛媛県子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（学級の編制の基準）

第5条 満3歳以上の園児については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員）

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 2 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に限る。次項及び第4項において同じ。）の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員 数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

- 3 前項本文の規定により算定した数（満3歳以上の園児に係るものに限る。）が当該幼保連携型認定こども園の学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数の園児の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。
- 4 園長が専任でない場合は、原則として第2項本文の規定により算定した数に1を加えた数の園児の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。
- 6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
- （園舎及び園庭）

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。

- 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けなければならない。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上の階に設けることができる。
- 4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 5 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。
- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
- 6 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。
- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
- ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- イ 33 平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- (2) 33 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- （園舎に設けるべき設備）

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室と、及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室

- (5) 保健室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所
 - (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
- 3 園外で調理し、搬入する方法により満3歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園内で調理する方法により園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、食事を提供する園児の数が20人に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上としなければならない。
- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を設けるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
- （園具及び教具）
- 第9条** 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上、保育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、前項の園具及び教具を常に改善し、補充しなければならない。
- （教育及び保育を行う期間及び時間）
- 第10条** 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、当該園児に対する教育の時間を含む。）を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定める。
- （子育て支援事業の内容）
- 第11条** 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する能力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、当該幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うとともに、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めなければならない。
- （掲示）
- 第12条** 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しておかなければならない。
- （学校教育法施行規則の準用）
- 第13条** 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。
- （愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）
- 第14条** 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条前段並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「設備運営基準条例」という。）で定める基準（以下「設備運営基準」という。）
第6条第1項	入所者等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第6条第4項及び第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第7条第1項及び第2項	入所者等	園児等
第11条、第15条第2項及び第3項、第20条並びに第21条第1項	入所者等	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	幼保連携型認定こども園の園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項
	当該児童等	園児
第15条第1項	入所者等	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第21条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
第21条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施、保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第46条	第15条第1項	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
第50条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設

備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第15条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 みなし幼保連携型認定こども園(改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の職員の配置については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第6条第2項から第4項までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、当分の間、第7条から第9条までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(職員配置に係る特例)

4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第2項の規定の適用については、施行日から起算して5年間は、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(設置に係る特例)

5 施行日前から幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第6項及び第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第6項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積 	学 級 数	面積(平方メートル)	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table>	学 級 数	面積(平方メートル)	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)
学 級 数	面積(平方メートル)													
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)													
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)													
学 級 数	面積(平方メートル)													
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)													
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)													
第8条第6項	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												

6 施行日前から保育所(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第5項及び第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第7条第5項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table>	学 級 数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学 級 数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第7条第6項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	学 級 数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
学 級 数	面積（平方メートル）							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

7 施行日前から幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第6項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けているものは、当分の間、同条第4項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

○愛媛県条例第46号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県迷惑行為防止条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>県民及び滞在者</u>に著しく迷惑をかける行為を防止し、もつて<u>その</u>平穏な生活を保持することを目的とする。</p> <p>（粗野又は乱暴な行為（ぐれん隊行為等）の禁止）</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p>（不当な金品の要求行為の禁止）</p> <p>第3条 <u>何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、進路に立ち塞がり、つきまとい、言</u></p>	<p style="text-align: center;">公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公衆</u>に著しく迷惑をかける<u>暴力的不良行為等</u>を防止し、もつて<u>県民及び滞在者の</u>平穏な生活を保持することを目的とする。</p> <p>（粗野又は乱暴な行為（ぐれん隊行為等）の禁止）</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2</u> <u>何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。</u></p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p>

い掛かりをつける等迷惑を覚えさせるような言動により金品を要求してはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し、その性的羞恥心を著しく害し、又はその者に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から、又は直接身体に触れること。
- (2) 衣服等で覆われている下着又は身体(以下「下着等」という。)を見ること。
- (3) 前号に掲げる行為をしようとして下着等をのぞき込み、又は下着等が見える位置に鏡等を差し出し、若しくは置くこと。
- (4) 衣服等で覆われている下着等の映像を記録する目的で、写真機その他の撮影する機能を有する機器(以下「写真機等」という。)を置き、又は向けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所において当該状態である者の姿態をのぞき見し、又はその者の姿態の映像を記録する目的で写真機等を置き、若しくはその者に向けてはならない。

3 何人も、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所にいる者に対し、第1項に規定する方法で、同項第4号に掲げる行為をしてはならない。

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

(不当な客引行為等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 次に掲げる行為について、客引き(工に掲げる行為に係る利用者の勧誘を含む。)をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - イ 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - ウ 午後10時から翌日の午前6時までの間に於いて専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - エ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為を観覧させ、販売し、若しくは提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供
- (2) 次に掲げる行為をする役務に従事させる目的で勧誘をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)
 - イ 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす行為
- (3) 第1号アに掲げる行為について、客となるよう誘引(人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して誘うことをいう。以下同じ。)をすること。
- (4) 売春類似行為(対価を受け、又は受ける約束をして、不特定の相手方と性交類似行為をすることをいう。)をする目的で客引きをし、客待ちをし、又は客となるよう誘引をすること。

第2条の2 省略

第3条 省略

第4条 省略

(不当な客引行為等の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売若しくは提供について客引きをすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げる等しつように、客引きをし、又は役務に従事させる目的で勧誘をすること。

2 何人も、対価を供与し、又は供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、第1項第1号イからエまでに掲げる行為について、客（同号エに掲げる行為にあつては、利用者）となるよう誘引をしてはならない。

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引をしていると認められる者に対し、当該誘引を中止することその他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

（嫌がらせ行為の禁止）

第12条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してしてはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他の電気通信を用いた方法により送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

（罰則）

第13条 第4条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条 第8条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第15条 第2条、第3条、第6条、第7条、第8条第1項又は第9条から第11条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(2) _____人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等しつように客引き _____ をすること。

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

（罰則）

第9条 第2条及び第3条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 第8条第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第14条、第15条（第8条第1項に係る部分に限る。）又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第47号

愛媛県少子化対策推進条例を次のように公布する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県少子化対策推進条例

子どもは、愛媛の未来を担うかけがえのない存在であり、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、その喜びを実感し、子どもが健やかに育つことができる社会を実現することは、私たち愛媛県民全ての願いである。

今日、経済的に不安定な若者の増加等による未婚化や晩婚化の進展、子育ての負担やこれに対する不安などから、我が国の合計特殊出生率は、現在の人口を維持できる水準とされる2.07には程遠い1.4前後で推移しており、本県においても、子どもの数は年々減少し、推計人口が68年ぶりに140万人を下回る事態に陥っている。

このような急速な少子化の進行は、大都市への若者の流出や高齢化の進行とあいまって、人口構造にひずみを生じさせ、ひいては地域の人口が減少し、経済活動の衰退や地域社会の活力の低下など、県民生活全般への深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、一方で、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上という調査結果も明らかとなっており、このような希望が実現できる社会の構築に向けて、結婚、妊娠、出産及び育児への切れ目のない支援の充実・強化、仕事と家庭との両立を妨げている諸要因の解消等を図ることが喫緊の課題となっている。

ここに、社会全体が一体となって、障害、疾病等を含む親や子どもの状況に応じ、子育てに対する不安の軽減や様々な支援の充実を図ることにより、県民が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備し、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに育つことができる社会の実現に向けて行う全ての取組をいう。

（基本理念）

第3条 少子化対策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 父母その他の保護者が子育てについての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることに鑑み、県、市町、県民、事業者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。
- (2) 子どもを生み育てる者がひとしく支援を受けることができるよう配慮すること。
- (3) 子育ての意義及び子育てにおける家庭が果たす役割の重要性についての理解が深められ、かつ、子育てを行うことの喜びが実感されるよう配慮すること。
- (4) 子どもを生み育てる者が男女ともにその能力を十分に発揮して仕事に従事しつつ豊かな家庭生活を営めるよう配慮すること。
- (5) 全ての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。
- (6) 結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が尊重されるよう配慮すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、国、市町、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協力して、少子化対策の推進に取り組むものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、住民、事業者等と連携して、地域の実情に応じた少子化対策を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深めるよう努めるとともに、県又は市町が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の仕事と家庭との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県又は市町が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により育児休業制度その他の子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者の間の相互理解の促進に特に配慮しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 少子化対策に関する目標

(2) 少子化対策に関する施策の基本的な方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(社会全体による取組の推進)

第9条 県は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等が相互に連携し、社会全体による少子化対策の推進が図られるよう、少子化対策の重要性に関する県民、事業者等の理解を深め、社会全体で子育ての支援その他の少子化対策を推進する機運を醸成するための情報の提供及び意識の啓発に努めるものとする。

(結婚の支援)

第10条 県は、未婚化及び晩婚化の解消を図るため、市町、事業者等と連携して、結婚を望む男女に対する出会いの場の提供その他の支援に努めるものとする。

(妊娠、出産及び子育ての支援)

第11条 県は、子どもを生み育てる者に対する、妊娠、出産及び子育てに関する情報の提供、専門的な相談の実施その他の支援に努めるものとする。

2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、相談体制の整備その他の支援に努めるものとする。

3 県は、市町が実施する保育サービス及び母子保健サービスの提供、児童健全育成の推進等の子育てを支援する施策が効果的に実施されるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

4 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する自発的な取組が効果的に行われるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(就業の支援)

第12条 県は、経済的に自立して子どもを生み育てることが困難な者及び子どもを生み育てるために離職した者が、安定した職業に就くことができるようにするため、これらの者に対する就業の相談並びに就業及び再就職のための職業能力の開発の機会の提供、これらの者の雇用の促進に関する事業者への啓発及び情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(雇用環境の整備の支援等)

第13条 県は、家庭生活との均衡のとれた働き方及び職場における性別にとらわれない役割分担に関して、事業者及び労働者の意識の啓発を推進するとともに、労働者の仕事と家庭との両立を促進するため、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の事業者及び労働者への普及啓発に努めるものとする。

2 県は、仕事と家庭との両立に資する雇用環境の整備を行う事業者に対する必要な支援に努めるものとする。

(教育の推進)

第14条 県は、子どもが、生命の尊厳及び家庭が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、次代において自立して社会生活を営み、家庭を築き、子どもを生み育てることができるよう、必要な教育を推進するものとする。

(生活環境の整備の促進)

第15条 県は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅への子どもを生み育てる者の入居の支援に努めるものとする。

2 県は、子ども及び子どもを生み育てる者の利用に配慮された施設並びに子どもが安全に利用することができる道路交通環境の整備の促

進に努めるものとする。

3 県は、愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（平成25年愛媛県条例第25号）の定めるところにより、地域の住民が行う子どもを犯罪から守る取組の支援その他の地域における子どもの安全の確保の促進に努めるものとする。

（経済的負担の軽減）

第16条 県は、国及び市町と協力し、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策の充実に努めるものとする。

（財政上の措置）

第17条 県は、少子化対策に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第18条 知事は、毎年度、少子化対策に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の規定により策定されている計画は、第8条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。